平成２３年（フ）第８２号
神奈川県座間市広野台１丁目13番２号　ハイツＹＡＭＡＭＯＴＯ201号
債務者　涌井　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９２号
相模原市中央区上溝1936番地１　ガーデンブリーズ光の街302号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９８号
相模原市緑区三ケ木661番地46
債務者　田中シヅヱ
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１１０号
相模原市緑区橋本１丁目13番23―308号
債務者　北島セツ子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１１３号
相模原市中央区横山２丁目14番３号　プラザイワモト403号
債務者　山本　広隆
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１１６号
相模原市南区相模台４丁目12番７号
債務者　宍戸　　健
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１１９号
相模原市中央区氷川町７番15号　ホワイトメゾン202号
債務者　永瀬　英生
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２１号
相模原市中央区下九沢727公社住宅５号棟528号室、住民票上の住所相模原市緑区原宿４丁目19番２号
債務者　伊藤　良春
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙2393番地８
債務者　茂野　和男
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１８号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙2393番地８
債務者　茂野マユミ
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２２号
新潟県燕市分水向山２丁目２番１号
債務者　本田　健一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２５号
新潟県三条市本町５丁目１番63号
債務者　山浦　穎子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２７号
新潟県加茂市芝野５番６号
債務者　大山　キヨ
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４３号
三重県松阪市射和町1085―１　グリーンコート桜台Ｃ―102、前住所三重県多気郡多気町森荘202番地
債務者　金谷　幸次
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１２号
京都府綾部市上八田町薬師前31番地
債務者　福井　幸成（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１６９７号
大阪府羽曳野市郡戸278番地
債務者　潮田　敬一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０１４号
堺市美原区さつき野東２丁目２番地５
債務者　西澤　真治
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
大阪府羽曳野市郡戸278番地
債務者　潮田　亜紀
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係